

号) 第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。) で厚生労働省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、共済事業專業組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の厚生労働省令で定める事由により当該共済事業專業組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該共済事業專業組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 第一項第一号の場合において、会社が主として共済事業專業組合の行う事業のために共済事業從属業務を営んでいるかどうかの基準は、厚生労働大臣が定める。

第五十三条の十九 共済事業專業組合又はその子会社は、国内の会社(共済事業從属業務又は共済事業関連業務を専ら営む会社及び前条第一項第二号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。)を超え議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 第五十三条の十七第二項から第七項までの規定は、共済事業專業組合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十三条の十九第一項」と、「特定会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。以下この条において同じ。)」の議決権をその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。)」と、同条第三項中「特定会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「第五十三条の十九第一項の規定」と、「特定会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第五項及

び第六項中「特定会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第五十三条の十九第一項及び同条第二項において読み替えて準用する第五十三条の十七第二項から前項まで」と読み替えるものとする。

(設立者)

第五十四条 消費生活協同組合を設立するにはその組合員になろうとする者二十人以上が、連合会を設立するには二以上の組合が発起人となり、設立趣意書、定款案、事業計画書及び発起人名簿を作成し、賛成者を募らなければならない。

(共済事業を行う組合の出資の総額)

第五十四条の二 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の出資の総額は、厚生労働省令で定める区分に応じ、厚生労働省令で定める額以上でなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める額は、消費生活協同組合の出資の総額にあつては一億円、連合会の出資の総額にあつては十億円を、それぞれ下回つてはならない。

(創立総会の招集)

第五十五条 発起人は、経営をしていくのに適当と思われる人数の賛成者ができたとき、又は発起人のみを会員とする連合会を設立しようとするときは、定款案を会議の日時及び場所とともに公告し、創立総会を開かなければならない。

2 前項の賛成者の数は、消費生活協同組合にあつては、少なくとも三百人を必要とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

3 第一項の公告は、会日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

(設立者)

第五十四条 消費生活協同組合を設立するには、その組合員になろうとするもの二十人以上が、連合会を設立するには、二以上の組合が発起人となり、設立趣意書、定款案、事業計画書及び発起人名簿をつくり、賛成者を募らなければならない。

(創立総会の招集)

第五十五条 発起人は、経営をしていくのに適当と思われる人数の賛成者ができたとき、又は発起人のみを会員とする連合会を設立しようとするときは、創立総会を開かなければならない。

2 前項の賛成者の数は、消費生活協同組合にあつては、少くとも三百人を必要とする。但し、特別の理由があるときは、この限りでない。

(創立総会の議事)

第五十六条 (略)

2 (略)

3 創立総会においてその延期又は続行の決議があつた場合には、前条第一項の規定による公告をすることを要しない。

4 創立総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

5 創立総会については、第十七条並びに第四十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

第五十六条の二 創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替へは、政令で定める。

(設立認可の申請)

第五十七条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、設立趣意書、定款、事業計画書、創立総会議事録の謄本及び役員名簿を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

第五十八条 行政庁は、前条第一項の申請があつたときは、その組合が第二条第一項各号に掲げる要件を欠く場合、設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する場合及びその組合が事業を行うに必要な経営的基礎を

(創立総会の議事)

第五十六条 (略)

2 (略)

3 創立総会については、第十七条、第四十四条並びに第四十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

(設立認可の申請)

第五十七条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、設立趣意書、定款、事業計画書、創立総会決議録の謄本及び役員名簿を当該行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、当該行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

第五十八条 当該行政庁は、前条第一項の申請があつたときは、その組合が第二条第一項各号に掲げる要件を欠く場合、設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する場合及びその組合が事業を行うに必要な経営的基礎を

欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合を除いては、その設立を認可しなければならない。

(認可の期間)

第五十九条 第五十七条第一項の申請があつたときは、行政庁は、申請書を受理した日から二月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に、第五十七条第一項の認可があつたものとみなす。

この場合には、発起人は、行政庁に対し、認可に関する証明書の交付を請求することができる。

3 行政庁が設立認可の申請に関し発起人に報告を求め、又は第三者に照会を發した場合には、前項の期間は、その報告又は回答のあつた日から、これを起算する。この場合において、第三者に照会を發したときは、行政庁は、第一項の期間内に、発起人に対しその旨の通知を發しなければならない。

4 行政庁が不認可の決定をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消しを求める訴えを提起した場合において、裁判所がその取消しの判決をしたときは、その判決確定の日に第五十七条第一項の申請書が受理されたものとみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。

(認可の失効)

第五十九条の二 第五十七条第一項の認可は、認可のあつた日から六月以内に主たる事務所の所在地において設立の登記の申請がなされないときは、その効力を失う。

(事務引継)

第六十条 (略)

を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合を除いては、その設立を認可しなければならない。

(認可の期間)

第五十九条 第五十七条第一項の申請があつたときは、当該行政庁は、申請書を受理した日から二箇月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を發しなければならない。

2 当該行政庁が前項の期間内に同項の通知を發しなかつたときは、その期間満了の日に、第五十七条第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、当該行政庁に対し、認可に関する証明書の交付を請求することができる。

3 当該行政庁が設立認可の申請に関し発起人に報告を求め、又は第三者に照会を發した場合には、前項の期間は、その報告又は回答のあつた日から、これを起算する。この場合において、第三者に照会を發したときは、当該行政庁は、第一項の期間内に、発起人に対しその旨の通知を發しなければならない。

4 当該行政庁が不認可の決定をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消しを求める訴えを提起した場合において、裁判所がその取消しの判決をしたときは、その判決確定の日に第五十七条第一項の申請書が受理されたものとみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。

(認可の失効)

第五十九条の二 第五十七条第一項の認可は、認可のあつた日から六箇月以内に主たる事務所の所在地において設立の登記の申請がなされないときは、その効力を失う。

(事務引継)

第六十条 (略)

2 理事は、前項の規定による引継ぎを受けたときは、遅滞なく、組合員に出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記登録その他の権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するための必要な行為は、組合成立の後にこれを行うことを妨げない。

(成立の時期)

第六十一条 組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

(設立の無効の訴え)

第六十一条の二 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。

(解散の事由)

第六十二条 (略)

2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の場合には、共済事業又は貸付事業を行う組合にあつては第五十七条第二項及び第五十八条の規定を、その他の組合にあつては第五十七条第二項、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。

(解散組合の継続)

第六十三条 存立時期の満了によつて解散した場合には、組合員の三

2 理事は、前項の規定による引継ぎを受けたときは、遅滞なく、組合員に出資の第一回の払込をさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の払込の期日に出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記登録その他の権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するための必要な行為は、組合成立の後にこれを行うことを妨げない。

(成立の時期)

第六十一条 組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

(解散の事由)

第六十二条 (略)

2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の場合には、第十条第一項第四号の事業を行う組合にあつては第五十七条第二項及び第五十八条の規定を、その他の組合にあつては第五十七条第二項、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。

(解散組合の継続)

第六十三条 存立時期の満了によつて解散した場合には、組合員の三

分の二以上の同意を得て組合を継続することができる。ただし、存立時期満了の日より一月以内に認可を申請しなければならない。

2・3 (略)

(組合員の減少による解散)

第六十四条 第六十二条第一項の事由によるほか、消費生活協同組合は、組合員(第十四条第二項から第四項までの規定による組合員を除く。)が二十人未満になったことによつて、連合会は、会員が一人になったこと又は第十四条第五項第二号の規定による会員のみになつたことによつて解散する。

2 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併契約)

第六十五条 組合は、他の組合と合併することができる。この場合においては、合併をする組合は、合併契約を締結しなければならない。

(吸収合併)

第六十六条 組合が吸収合併(組合が他の組合とする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併後存続する組合に承継させるものをいう。以下この章及び次章において同じ。)をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併後存続する組合(以下この章及び次章において「吸収合併存続組合」という。)及び吸収合併により消滅する組合(以

分の二以上の同意を得て組合を継続することができる。但し、存立時期満了の日より一箇月以内に認可を申請しなければならない。

2・3 (略)

(組合員の減少による解散)

第六十四条 第六十二条第一項の事由による外、消費生活協同組合は、組合員(第十四条第二項又は第三項の規定による組合員を除く。)が二十人未満になったことによつて、連合会は、会員が一人になったこと又は第十四条第四項第二号の規定による会員のみになつたことに因つて解散する。

2 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を当該行政庁に届け出なければならない。

(合併手続)

第六十五条 組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

2 合併は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 合併には、第十条第一項第四号の事業を行う組合にあつては第四十九条、第五十条、第五十七条第二項及び第五十八条の規定を、その他の組合にあつては第四十九条、第五十条、第五十七条第二項、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。

(合併行為)

第六十六条 合併に因つて組合を設立するには、各組合の總會において組合員又は会員たる組合の役員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員は、合併しようとする組合の組合員又は会員たる組合の役員のうちから、これを選任しなければならない。

3 第一項の規定による設立委員の選任には、第四十六条の規定を準

下この章及び次章において「吸収合併消滅組合」という。）の名称及び住所

二 吸収合併存続組合の地域又は職域及び出資一口の金額

三 吸収合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項

四 吸収合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め

五 吸収合併がその効力を生ずべき日（以下この章において「効力発生日」という。）

六 その他厚生労働省令で定める事項

（新設合併）

第六十七条 二以上の組合が新設合併（二以上の組合がする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併により設立する組合に承継させるものをいう。以下この章及び次章において同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する組合（以下この章及び次章において「新設合併消滅組合」という。）の名称及び住所

二 新設合併により設立する組合（以下この章及び次章において「新設合併設立組合」という。）の事業、名称、地域又は職域、主たる事務所の所在地及び出資一口の金額

三 新設合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項

四 新設合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め

五 その他厚生労働省令で定める事項

（吸収合併消滅組合の手続）

第六十八条 吸収合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的

用する。

（合併の効力）

第六十七条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第七十九条に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。

（合併の効果）

第六十八条 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の権利義務（その組合がその行う事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を

記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 第三項の総会の会日の二週間前の日

二 第四項において準用する第四十九条第三項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第三項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 吸収合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 吸収合併消滅組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。

4 吸収合併消滅組合については、第四十九条及び第四十九条の二の規定を準用する。

5 吸収合併消滅組合は、吸収合併存続組合との合意により、効力発生日を変更することができる。

6 前項の場合には、吸収合併消滅組合は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

7 第五項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条、次条及び第七十条の規定を適用する。

含む。）を承継する。



(吸収合併存続組合の手続)

第六十八条の二 吸収合併存続組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 一 吸収合併契約について総会の決議によつてその承認を受けなければならぬときは、当該総会の会日の二週間前の日
- 二 第五項の規定による公告又は通知の日のいずれか早い日
- 三 第六項において準用する第四十九条第三項の規定による公告の日又は第六項において準用する同条第三項の規定による催告の日のいずれか早い日

2| 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするに  
は、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 吸収合併存続組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅組合の総組合員の数が吸収合併存続組合の総組合員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続組合の最終の

貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合の合併については、この限りでない。

4| 吸収合併存続組合が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合において、吸収合併存続組合の総組合員の六分の一以上の組合員が次項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続組合に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

5| 吸収合併存続組合が第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続組合は、効力発生日の二十日前までに、合併をする旨並びに吸収合併消滅組合の名称及び住所を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

6| 吸収合併存続組合については、第四十九条及び第四十九条の二の規定を準用する。

7| 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続組合が承継した吸収合併消滅組合の権利義務その他の吸収合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

8| 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

9| 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。

一| 第七項の書面の閲覧の請求

二| 第七項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三| 第七項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める

方法により表示したものの閲覧の請求

四 第七項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設合併消滅組合の手続)

第六十八条の三 新設合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立組合の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 第三項の総会の会日の二週間前の日

二 第四項において準用する第四十九条第三項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第三項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 新設合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該新設合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするに<sup>9</sup>は、当該新設合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 新設合併消滅組合は、総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

4 新設合併消滅組合については、第四十九条及び第四十九条の二の規定を準用する。

(新設合併設立組合の手続等)

第六十八條の四 前章(第六十一條を除く。)の規定は、新設合併設立組合の設立については、適用しない。

2 合併によつて組合を設立するには、各組合の總會において組合員又は会員たる組合の役員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

3 前項の規定による設立委員の選任については、第四十二條の規定を準用する。

4 第二項の規定による役員は、合併しようとする組合の組合員又は会員たる組合の役員のうちから、これを選任しなければならない。

5 第二項の規定による役員を選任については、第二十八條第三項、第四項及び第六項の規定を準用する。

6 新設合併設立組合は、成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立組合が承継した新設合併消滅組合の権利義務その他の新設合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

7 新設合併設立組合は、成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

8 新設合併設立組合の組合員及び債権者は、当該新設合併設立組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするに  
は、当該新設合併設立組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 第六項の書面の閲覧の請求

二 第六項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第六項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第六項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新

設合併設立組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(合併の認可)

第六十九条 組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可については、共済事業又は貸付事業を行う組合にあつては第五十七条第二項及び第五十八条の規定を、その他の組合にあつては第五十七条第二項、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。

(合併の効果)

第七十条 吸収合併存続組合は、効力発生日又は前条第一項の行政庁の認可を受けた日のいずれか遅い日に、吸収合併消滅組合の権利義務（その組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。次項において同じ。）を承継する。

2 新設合併設立組合は、その成立の日に、新設合併消滅組合の権利義務を承継する。

(合併の無効の訴え)

第七十一条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十

(清算人)

第六十九条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算行為)

第七十条 清算人は、就任の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、定款の定めるところにより、財産処分の方法を定め、これを総会に提出して、その承認を求めなければならない。

(財産分配)

第七十一条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

五号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算人)

第七十二条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(会社法等の準用)

第七十三条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五条(第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、組合の清算人については、第二十九条の二、第二十九条の三、第三十条の二、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四から第三十一条の二まで(第三十条の七第二項を除く。)、第三十一条の三第一項から第三項まで、第三十一条の四第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第三十一条の五、第三十一条の七(第一項及び第十項を除く。)、第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条、第三十七条第二項、第四十三条並びに第四十五条第二項から第四項まで並びに同法第三百五十七條第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適

(清算の結了)

第七十二条 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法の準用等)

第七十三条 組合の解散及び清算には、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「消費生活協同組合法第六十九条」と読み替えるものとする。

2| 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定を準用する。

この場合において、第三十一条の七第二項中「貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項及び第五項から第八項までの規定中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第九項中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「消費生活協同組合法第六十二条第一項第四号」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百九十二条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立登記）

（設立登記）

第七十四条 設立の登記は、出資の第一回の払込みがあつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 (略)

一 第二十六条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 (略)

三 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払い込んだ出資の総額

四・五 (略)

六 公告方法

七 第二十六条第三項の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九百十一条第三項第二十九号イに規定するもの

ロ 第二十六条第四項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

3 (略)

(理事の職務執行停止の仮処分等の登記)

第七十七条の二 組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(吸収合併登記)

第七十九条 組合が吸収合併をしたときは、主たる事務所の所在地においてはその効力が生じた日から二週間以内に、従たる事務所所在地においてはその効力が生じた日から三週間以内に、吸収合併存

第七十四条 設立の登記は、出資の第一回の払込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。

2 (略)

一 第二十六条第一項第一号から第三号までの事項

二 (略)

三 出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払い込んだ出資の総額

四・五 (略)

六 公告の方法

3 (略)

(理事の職務執行停止の仮処分等の登記)

第七十七条の二 組合の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(合併登記)

第七十九条 組合が合併をしたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併に因つて消滅す



統組合については変更の登記をし、吸収合併消滅組合については解散の登記をしなければならない。

(新設合併登記)

第八十条 二以上の組合が新設合併をする場合には、主たる事務所の所在地においては次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、従たる事務所の所在地においては次に掲げる日のいずれか遅い日から三週間以内に、新設合併消滅組合については解散の登記をし、新設合併設立組合については設立の登記をしなければならない。

一 第六十八条の三第三項の総会の決議の日

二 第六十八条の三第四項において準用する第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続が終了した日

三 新設合併消滅組合が合意により定めた日

四 第六十九条第一項の認可を受けた日

(清算終了登記)

第八十一条 組合の清算が終了したときは、第七十三条において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(設立登記の手続)

第八十三条 組合の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の払込みのあったことを証する書面及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

2 新設合併による組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第六十八条の三第四項において準用する第四十九条第三項の規定による公告及び催告(第六十八条の三第四項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第

る組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第七十四条第二項に規定する登記をしなければならない。

第八十条 削除

(清算終了登記)

第八十一条 組合の清算が終了したときは、七十二条の承認の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(設立登記の手続)

第八十三条 組合の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の払込みのあったことを証する書面及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

2 合併による組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第六十五条第三項において準用する第四十九条の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこ

三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は新設合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに新設合併消滅組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

（事務所の新設、移転及び変更登記手続）

第八十五条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第七十四条第二項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少又は組合の吸収合併による変更の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第四十九条第三項（第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（第四十九条第五項（第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額の減少若しくは吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 組合の吸収合併による変更の登記の申請書には、吸収合併消滅組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

（解散登記手続）

第八十六条 第七十八条の規定による組合の解散の登記の申請書には

と又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

（事務所の新設、移転及び変更登記手続）

第八十五条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第七十四条第二項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少又は組合の合併による変更の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第四十九条（第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額の減少若しくは合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 組合の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

（解散登記手続）

第八十六条 第七十八条の規定による組合の解散の登記の申請書には

、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。  
2 行政庁が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政庁の嘱託によつてこれをする。

(清算結了登記手続)

第八十九条 組合の清算結了の登記の申請書には、清算人が第七十三条において準用する会社法第五百七条第三項の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の嘱託)

第九十条 組合の総会又は創立総会の決議の不存在若しくは無効の承認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第一項(第一号ニに係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登記の期間)

第九十一条 (略)

、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。  
2 行政庁が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政庁の嘱託に因つてこれをする。

(清算結了登記手続)

第八十九条 組合の清算結了の登記の申請書には、清算人が第七十二条の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間)

第九十条 (略)

(削る)

(商業登記法の準用)

第九十二条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第三百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「訴えについてはその主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に、行政庁に対する請求については当該行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十四条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において消費生活協同組合法第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条本文の規定による清算人」と読み替えるものとする。

(決算関係書類等の提出)

第九十二条の二 組合は、毎事業年度、事業年度の終了後三月以内に決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならない。

第九十一条 削除

(商業登記法の準用)

第九十二条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第三百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十四条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において消費生活協同組合法第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「消費生活協同組合法第六十九条本文の規定による清算人」と読み替えるものとする。

2 第三十一条の八第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しなければならない。

3 前二項の書類の記載事項その他必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(行政庁による報告の徴収)

第九十三条 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、組合からその業務又は会計の状況に関し報告を徴することができる。

第九十三条の二 行政庁は、組合に関する行政を適正に処理するために、組合から、毎年一回を限り(共済を図る事業を行う組合にあつては、必要に応じ)、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関して必要な報告を徴することができる。

第九十三条の三 行政庁は、共済事業を行う組合の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その業務又は会計の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(行政庁による報告の徴収)

第九十三条 当該行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に関し報告を徴することができる。

第九十三条の二 当該行政庁は、組合に関する行政を適正に処理するために、組合から、毎年一回を限り(第十条第一項第四号の事業を行う組合にあつては、必要に応じ)、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関して必要な報告を徴することができる。

第九十三条の三 当該行政庁は、第十条第一項第四号の事業を行う組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社(当該組合がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該組合がその経営を支配している法人として厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となる

3 組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(行政庁による検査)

第九十四条 組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑いがあることを理由として、検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

5 行政庁は、前各項の規定により共済事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査することができる。

6 前条第三項の規定は、前項の規定による子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の検査について準用する。

7 第一項から第五項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示

べき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 組合の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(行政庁による検査)

第九十四条 組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑いがあることを理由として、検査を請求したときは、当該行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 当該行政庁は、組合に法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 当該行政庁は、第十条第一項第四号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 当該行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

5 当該行政庁は、前各項の規定により第十条第一項第四号の事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社の業務又は会計の状況を検査することができる。

6 前条第二項の規定は、前項の規定による子会社の検査について準用する。

しなければならない。

8 第一項から第五項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(共済事業等に係る監督上の処分)

第九十四条の二 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その必要の限度において、定款若しくは規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができる。

2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済事業を行う組合及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

3 前項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、共済事業を行う組合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、これらの組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ厚生労働省令で定めるものでなければならない。

4 行政庁は、共済事業を行う組合の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが共済契約者等の保護の見地から適当でない

(行政庁の監督上の命令)

第九十四条の二 当該行政庁は、第十条第一項第四号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款若しくは規約の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

ができる。

5 行政庁は、共済を図る事業を行う組合が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員の解任を命じ、又は第四十条第五項若しくは第六項の認可を取り消すことができる。

(法令等の違反に対する処分)

第九十五条 行政庁は、第九十三条の規定により報告を徴し、又は第九十四条の規定による検査を行った場合において、当該組合が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

一 三 (略)

2 組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、当該組合に対し、その役員の解任を命じ、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分違反し、又は組合が第一項第二号に掲げる事由に該当する場合において、同項の命令をしたにもかかわらず、組合がこれに従わないときは、その組合の解散を命ずることができる。

(削る)

(聴聞の方法の特例)

ができる。

(法令等の違反に対する措置)

第九十五条 当該行政庁は、第九十四条の規定による検査を行った場合において、当該組合が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

一 三 (略)

2 組合が前項の命令に従わないときは、当該行政庁は、期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

3 組合が第二条第一項各号に掲げる要件を欠くに至つた場合、第三条第三項、第十条若しくは第十二条第三項の規定に違反した場合又は第一項第二号に掲げる事由に該当する場合において、当該行政庁が第一項の命令をなしたにもかかわらず、これに従わないときは、当該行政庁は、その組合の解散を命ずることができる。

第九十五条の二 当該行政庁は、第十条第一項第四号の事業を行う組合が第二十六条の三第一項又は第二十六条の四に規定する規約に定めた特に重要な事項に違反した場合において、前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第四十三条第四項又は第五項の認可を取り消すことができる。

(聴聞の方法の特例)



第九十五条の二 前条第三項の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の二週間前までにしなければならない。

2 (略)

(行政庁による取消し)

第九十六条 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 (略)

(行政庁への届出)

第九十六条の二 共済事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。
- 二 共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。
- 三 子会社等を新たに有することとなつたとき。
- 四 子会社等が子会社等でなくなつたとき。
- 五 第五十三条の二第一項又は第二項の規定により説明書類の縦覧を開始したとき。
- 六 その他厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

(厚生労働省令への委任)

第九十六条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、許可又は承認に関する申請の手続、書類の提出の手続その

第九十五条の三 第九十五条第三項の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の二週間前までにしなければならない。

2 (略)

(行政庁による取消し)

第九十六条 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、当該行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 (略)

他この法律を実施するため必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(所管行政庁)

第九十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、地域又は職域が都道府県の区域を越える組合については厚生労働大臣、その他の組合については都道府県知事とする。

(事務の区分)

第九十七条の三 第五十条の四第二項(第五十条の十四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第九十八条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金(共済事業を行う組合の役員にあつては、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金)に処する。

2 (略)

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には、適用しない。

第九十八条の二 第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条の三 第五十三条の二第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは

(所管行政庁)

第九十七条 この法律中当該行政庁とあるのは、地域又は職域が都道府県の区域を越える組合については厚生労働大臣、その他の組合については都道府県知事とする。

(事務の区分)

第九十七条の三 第二十六条第五項(第五十条の四第二項、第五十条の六第二項及び第五十条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(刑罰)

第九十八条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には、これを適用しない。

同条第四項の規定に違反して当該規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として厚生労働省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第九十八条の四 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条の五 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第九十八条の六 第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条の七 被調査組合の役員若しくは使用人又はこれらの者であつた者が第五十三条の十一第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条の八 第五十三条の十二の規定に違反した者は、一年以下

の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条の九 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（同項第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（同項第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第九十九条（略）

2 第九十三条若しくは第九十三条の三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金（共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

（削る）

第九十九条の二 第二十六条第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に

第九十九条（略）

2 第九十三条若しくは第九十三条の三の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

3 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十九条の三 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十八条の二 三億円以下の罰金刑

二 第九十八条の三 二億円以下の罰金刑

三 第九十九条第二項 三十万円以下の罰金刑（共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑）

四 第九十八条の四 一億円以下の罰金刑

五 第九十八条の六、第九十八条の九又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第二十六条六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二・三 (略)

(削る)

四 第二十条第二項又は第三十三条第三項の規定に違反したとき。

五 第二十五条の二第二項、第二十六条の五第一項、第三十条の七第一項若しくは第二項、第三十一条の七第九項(第七十三条において準用する場合を含む。)若しくは第十項、第四十五条第二項若しくは第三項、第四十九条第一項(第五十条の二第四項、第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。)、第五十三条の九第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第八項、第六十八条の三第一項又は第六十八条の四第七項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第二十五条の二第三項、第二十六条の五第二項、第三十条の七第三項、第三十一条の七第十一項、第三十二条第三項、第四十五条第四項、第四十九条第二項、第五十三条の九第二項、第六十八条第二項、第六十八条の二第二項、第六十八条の三第二項又は第六十八条の四第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七 第二十六条第六項において準用する会社法第九百四十一条の規

(行政罰)

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、これを十万円以下の過料に処する。

一 第十条に規定する事業以外の事業を営んだとき。

二・三 (略)

三の二 第二十六条の四の規定に違反したとき。

四 第二十九条の規定に違反したとき。

五 第三十一条の規定に違反したとき。

六 第三十四条、第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

七 第三十九条第一項若しくは第四十条第一項の規定に違反して書

定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

八 第二十六条の三第一項、第二十六条の四、第五十条の三、第五十条の四第一項、第五十条の七から第五十条の九まで又は第五十条の十四第一項の規定に違反したとき。

(削る)

九 第二十八条第四項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

(削る)

十 第二十八条第六項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

十一 第二十九条の規定に違反したとき。

十二 第三十条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十三 第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定又は第七十三条において準用する同法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十四 第三十条の五第三項、第三十一条の七第一項、第三十二条第一項、第四十五条第一項若しくは第五十六条第四項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第五百七条第一項に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不正の記載をしたとき。

十五 第三十一条(第七十三条において準用する場合を含む。)の

類を備え置かずその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十九条第二項若しくは第四十条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

八 第二十条第二項又は第四十一条第三項の規定に違反したとき。

八の二 第四十三条第七項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第四十九条若しくは第五十条第二項、第五十条の二第四項又は第六十五条第三項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、責任共済等の事業の全部若しくは一部を譲渡し、責任共済等の事業に係る財産を移転し、又は合併したとき。

九の二 第五十条の二第五項の規定に違反したとき。

十 第五十一条の二又は第五十二条の規定に違反したとき。

十一 第六十四条第二項の規定に違反したとき。

十二 第七十条又は第七十二条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載をしたとき。

十三 第七十一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四 第七十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十五 第七十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項又

規定に違反したとき。

十六 第三十一条の二第一項（第七十三条において準用する場合を含む。）又は第三十一条の三第五項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十七 第三十一条の二第三項（第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十八 第三十一条の八第三項又は第三十一条の九第二項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

十九 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百四十四条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

二十 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面又は電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

二十一 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二十二 第三十一条の九第一項の規定に違反したとき。

二十三 第三十四条の規定、第三十五条第二項若しくは第三十六条第二項（これらの規定を第三十三条第四項及び第七十三条において準用する場合を含む。）又は第四十七条の二第二項若しくは第四項の規定に違反したとき。

二十四 第四十条第八項、第六十四条第二項又は第九十六条の二の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二十五 第四十三条（第七十三条において準用する場合を含む。）

は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 第七十三条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十七 第九十四条の二の規定による命令に従わなかつたとき。



の規定に違反して、正当な理由がないのに、説明をしなかつたとき。

二十六 第四十七条の二第一項、第五十三条の八第二項、第五十三条の十四第一項又は第五十三条の十五第二項の規定に違反して、通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十七 第四十九条又は第四十九条の二第二項（これらの規定を第五十条の二第四項、第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出資一口の金額を減少し、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し、又は合併したとき。

二十八 第四十九条第三項（第五十条の二第四項、第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第五十三条の十四第一項若しくは第五十三条の十五第一項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十九 第五十条の十一第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は同条第二項の厚生労働省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

三十 第五十条の十三、第五十三条の五又は第九十四条の二第一項若しくは第二項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

三十一 第五十一条の四又は第五十二条の規定に違反したとき。

三十二 第五十三条の八第二項の規定に違反して、総会を招集しなかつたとき。

三十三 第五十三条の十四第二項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

三十四 第五十三条の十四第三項の規定に違反したとき。

三十五 第五十三条の十六第一項の規定に違反して、同項に規定す

る子会社対象会社以外の第五十三条の十七第一項に規定する特定会社を子会社としたとき。

三十六 第五十三条の十七第一項若しくは第二項ただし書（第五十三条の十九第二項において準用する場合を含む。）又は第五十三条の十九第一項の規定に違反したとき。

三十七 第五十三条の十七第三項又は第五項（これらの規定を第五十三条の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三十八 第五十三条の十八第一項の規定に違反して、同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

三十九 第七十三条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

四十 清算の結了を遅延させる目的で、第七十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

四十一 第七十三条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

四十二 第七十三条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

四十三 第九十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して、書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

四十四 第九十三条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四十五 （略）

2 共済調査人が、第五十三条の十第二項の期限までに調査の結果の報告をしないときも、前項と同様とする。

3 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十条の三第三項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。

第百条の二 組合の理事であつて第十二条第六項の規定による命令に

十八  
（略）

第百条の二 組合の理事であつて第十二条第五項の規定による命令に

違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第百条の三 共済代理店が、第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項において準用する同法第三百六条若しくは第三百七条第一項の規定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。

違反した者は、これを十万円以下の過料に処する。

○消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日から施行）  
 （第三条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（役員の資格等）            第二十九条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。            一・二 （略）            三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者            四 （略）            2 （略）            （設立の登記）            第七十四条 組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、出資の第一回の払込みがあつた日から二週間以内にならなければならない。            2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。            い。            一〜七 （略）            （削る）</p>	<p>（役員の資格等）            第二十九条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。            一・二 （略）            三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者            四 （略）            2 （略）            （設立登記）            第七十四条 設立の登記は、出資の第一回の払込みがあつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。            2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。            い。            一〜七 （略）            3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならない。</p>

(変更の登記)

第七十五条 組合において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前条第二項第三号に掲げる事項中出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、主たる事務所の所在地において、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後四週間以内にこれを行うことができる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第七十六条 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第七十七条 組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(従たる事務所の登記)

第七十五条 組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内においてあらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

(移転登記)

第七十六条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七十四条第二項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地において四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

(変更登記)

第七十七条 第七十四条第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第七十四条第二項第三号の事項中出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にこれを行うことができる。

(削る)

(吸収合併の登記)

第七十八条 組合が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅組合については解散の登記をし、吸収合併存続組合については変更の登記をしなければならない。

(新設合併の登記)

第七十八条の二 以上の組合が新設合併をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅組合については解散の登記をし、新設合併設立組合については設立の登記をしなければならない。

- 一 第六十八条の三第三項の総会の決議の日
- 二 第六十八条の三第四項において準用する第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続が終了した日
- 三 新設合併消滅組合が合意により定めた日
- 四 第六十九条第一項の認可を受けた日

(解散の登記)

第七十九条 第六十二条第一項(第四号から第六号までを除く。)の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(理事の職務執行停止の仮処分等の登記)

第七十七条の二 組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散登記)

第七十八条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(吸収合併登記)

第七十九条 組合が吸収合併をしたときは、主たる事務所の所在地においてはその効力が生じた日から二週間以内に、従たる事務所の所在地においてはその効力が生じた日から三週間以内に、吸収合併存続組合については変更の登記をし、吸収合併消滅組合については解

(清算結了の登記)

第八十条 清算が結了したときは、第七十三条において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第八十一条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

- 一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に掲げる場合を除く。)
- 二 新設合併設立組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合
- 三 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項

を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第

散の登記をしなければならない。

(新設合併登記)

第八十条 二以上の組合が新設合併をする場合には、主たる事務所の所在地においては次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、従たる事務所の所在地においては次に掲げる日のいずれか遅い日から三週間以内に、新設合併消滅組合については解散の登記をし、新設合併設立組合については設立の登記をしなければならない。

- 一 第六十八条の三第三項の総会の決議の日
- 二 第六十八条の三第四項において準用する第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続が終了した日
- 三 新設合併消滅組合が合意により定めた日
- 四 第六十九条第一項の認可を受けた日

(清算結了登記)

第八十一条 組合の清算が結了したときは、第七十三条において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならぬ。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第八十二条 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第八十三条 第七十八条、第七十八条の二及び第八十条に規定する場合においては、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、吸収合併継続組合についての変更の登記は、第八十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（管轄登記所）

第八十二条 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてこれをつかさどる。

2 各登記所に消費生活協同組合登記簿及び消費生活協同組合連合会登記簿を備える。

（設立登記の手續）

第八十三条 組合の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の払込みのあつたことを証する書面及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

2 新設合併による組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第六十八条の三第四項において準用する第四十九条第三項の規定による公告及び催告（第六十八条の三第四項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）



(登記簿)

第八十四条 各登記所に、消費生活協同組合登記簿及び消費生活協同組合連合会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第八十五条 設立の登記は、組合を代表すべき者の申請によつてする。  
2 設立の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の払込みのあつたことを証する書面並びに組合を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

第八十四条 削除

をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は新設合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに新設合併消滅組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

(事務所の新設、移転及び変更登記手続)

第八十五条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第七十四条第二項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少又は組合の吸収合併による変更の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第四十九条第三項(第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告(第四十九条第五項(第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項において準用する場合を含む。))の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額の減少若しくは吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 組合の吸収合併による変更の登記の申請書には、吸収合併消滅組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)の登記事項証明書をも添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第八十六条 第七十四条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2| 出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、前項に規定する書面のほか、第四十九条第三項の規定による公告及び催告(同条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(吸収合併による変更の登記の申請)

第八十七条 吸収合併による変更の登記の申請書には、第七十四条第二項各号に掲げる事項の変更を証する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一| 第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項において準用する第四十九条第三項の規定による公告及び催告(第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

二| 吸収合併消滅組合(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書

(解散登記手続)

第八十六条 第七十八条の規定による組合の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2| 行政庁が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政庁の嘱託によつてこれをする。

第八十七条及び第八十八条

削除

(新設合併による設立の登記の申請)

第八十八条 新設合併による設立の登記の申請書には、第八十五条第二項に規定する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第六十八条の第三第三項の規定による新設合併契約の承認があつたことを証する書面

二 第六十八条の第三第四項において準用する第四十九条第三項の規定による公告及び催告（第六十八条の第三第四項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 新設合併消滅組合（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

(解散の登記の申請)

第八十九条 第七十九条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2 行政庁が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政庁の囑託によつてこれをする。

(清算結了の登記の申請)

第八十九条の二 清算結了の登記の申請書には、第七十三条において準用する会社法第五百七条第三項の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算結了登記手続)

第八十九条 組合の清算結了の登記の申請書には、清算人が第七十三条において準用する会社法第五百七条第三項の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第九十二条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第四百八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「訴えについてはその本店の所在地を管轄する地方裁判所に、行政庁に対する請求については当該行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第八十一条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社代表清算人となつたもの）」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条本文の規定による清算人」と読み替えるものとする。

(商業登記法の準用)

第九十二条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第四百八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「訴えについてはその主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に、行政庁に対する請求については当該行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十四条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において消費生活協同組合法第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社代表清算人となつたもの）」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条本文の規定による清算人」と読み替えるものとする。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）  
（附則第三十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
法律	事務	法律	事務
消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）	第五十条の四第二項（第五十条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）	第二十六条第五項（第五十条の四第二項、第五十条の六第二項及び第五十条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。 一 一〇二十一 (略)</p> <p>2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>一 一〇四 (略)</p> <p>五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。 一 一〇二十一 (略)</p> <p>2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>一 一〇四 (略)</p> <p>五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外</p>

国の法令に基づくものを除く。)のうち、当該権利を有する者(以下この号において「出資者」という。)が出資又は拠出をした金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。)を充てて行う事業(以下この号において「出資対象事業」という。)から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの(前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項(この号を除く。)の規定により有価証券とみなされる権利を除く。)

イ・ロ (略)

ハ 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第五条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号に規定する事業を行う同法第二条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利(イ及びロに掲げる権利を除く。)

ニ (略)

六・七 (略)

3  
31 (略)

国の法令に基づくものを除く。)のうち、当該権利を有する者(以下この号において「出資者」という。)が出資又は拠出をした金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。)を充てて行う事業(以下この号において「出資対象事業」という。)から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの(前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項(この号を除く。)の規定により有価証券とみなされる権利を除く。)

イ・ロ (略)

ハ 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第五条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号に規定する事業を行う同法第二条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利(イ及びロに掲げる権利を除く。)

ニ (略)

六・七 (略)

3  
31 (略)

改 正 案	現 行
<p>（消費生活協同組合等及び事業協同組合等の行う責任共済の事業に係る共済事業規約の審査等）</p> <p>第二十七条の二 前条の規定は、消費生活協同組合等が責任共済の事業を行う場合について準用する。この場合において、同条中「行政庁（農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁をいい、同条第十一項の規定により農林水産大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事を含むものとする。）」とあるのは「行政庁（消費生活協同組合法第九十七条に規定する行政庁をいい、同法第九十七条の二の規定により厚生労働大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事を含むものとする。）」と、「農業協同組合等」とあるのは「消費生活協同組合等」と、「同法第十一条の七第一項の規定により責任共済の事業についての共済規程の承認」とあるのは「同法第四十条第五項の規定により責任共済の事業についての規約（以下「共済事業規約」という。）の設定の認可」と、「共済規程」とあるのは「共済事業規約」と、「農林水産省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「農業協同組合法第十一条の七第三項の規定により責任共済の事業についての共済規程の変更の承認」とあるのは「消費生活協同組合法第四十条第五項の規定により責任共済の事業についての共済事業規約の変更の認可」と読み替えるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（同意及び協議）</p> <p>第二十八条の二（略）</p>	<p>（消費生活協同組合等及び事業協同組合等の行う責任共済の事業に係る共済事業規約の審査等）</p> <p>第二十七条の二 前条の規定は、消費生活協同組合等が責任共済の事業を行う場合について準用する。この場合において、同条中「行政庁（農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁をいい、同条第十一項の規定により農林水産大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事を含むものとする。）」とあるのは「行政庁（消費生活協同組合法第九十七条に規定する当該行政庁をいい、同法第九十七条の二の規定により厚生労働大臣の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事を含むものとする。）」と、「農業協同組合等」とあるのは「消費生活協同組合等」と、「同法第十一条の七第一項の規定により責任共済の事業についての共済規程の承認」とあるのは「同法第四十三条第四項の規定により責任共済の事業についての規約（以下「共済事業規約」という。）の設定の認可」と、「共済規程」とあるのは「共済事業規約」と、「農林水産省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「農業協同組合法第十一条の七第三項の規定により責任共済の事業についての共済規程の変更の承認」とあるのは「消費生活協同組合法第四十三条第四項の規定により責任共済の事業についての共済事業規約の変更の認可」と読み替えるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（同意及び協議）</p> <p>第二十八条の二（略）</p>



<p>2 (略)</p> <p>3 第二十七条の二第一項において読み替えて準用する第二十七条第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済事業規約のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣の同意を得るものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 消費生活協同組合法第四十条第五項の規定による認可</p> <p>三 消費生活協同組合法第九十四条の二第一項、第二項、第四項若しくは第五項又は第九十五条第一項若しくは第二項の規定による処分</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(準備金)</p> <p>第二十八条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、消費生活協同組合等に準用する。この場合において、同項中「保険会社」とあるのは「消費生活協同組合等」と、「保険業法第百十六条の規定にかかわらず」とあるのは「消費生活協同組合法第五十条の七の規定にかかわらず」と、「責任保険の事業」とあるのは「責任共済の事業」と読み替えるものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(代理店契約)</p> <p>第三十条 保険会社又は組合は、自動車運送の振興を図ることを目的として組織する団体その他の者であつて、責任保険又は責任共済の事業の円滑な遂行上適当と認められるものと責任保険又は責任共済に関する代理店契約を締結するものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 第二十七条の二第一項において読み替えて準用する第二十七条第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済事業規約のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣の同意を得るものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 消費生活協同組合法第四十三条第四項の規定による認可</p> <p>三 消費生活協同組合法第九十四条の二、第九十五条第一項若しくは第二項又は第九十五条の二の規定による処分</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(準備金)</p> <p>第二十八条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、消費生活協同組合等に準用する。この場合において、同項中「保険会社」とあるのは「消費生活協同組合等」と、「保険業法第百十六条の規定にかかわらず」とあるのは「消費生活協同組合法第五十条の五の規定にかかわらず」と、「責任保険の事業」とあるのは「責任共済の事業」と読み替えるものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(代理店契約)</p> <p>第三十条 保険会社、農業協同組合等又は事業協同組合等は、自動車運送の振興を図ることを目的として組織する団体その他の者であつて、責任保険又は責任共済の事業の円滑な遂行上適当と認められるものと責任保険又は責任共済に関する代理店契約を締結するものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 第二十七条の二第一項において読み替えて準用する第二十七条第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済事業規約のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣の同意を得るものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 消費生活協同組合法第四十条第五項の規定による認可</p> <p>三 消費生活協同組合法第九十四条の二第一項、第二項、第四項若しくは第五項又は第九十五条第一項若しくは第二項の規定による処分</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(準備金)</p> <p>第二十八条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、消費生活協同組合等に準用する。この場合において、同項中「保険会社」とあるのは「消費生活協同組合等」と、「保険業法第百十六条の規定にかかわらず」とあるのは「消費生活協同組合法第五十条の七の規定にかかわらず」と、「責任保険の事業」とあるのは「責任共済の事業」と読み替えるものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(代理店契約)</p> <p>第三十条 保険会社又は組合は、自動車運送の振興を図ることを目的として組織する団体その他の者であつて、責任保険又は責任共済の事業の円滑な遂行上適当と認められるものと責任保険又は責任共済に関する代理店契約を締結するものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 第二十七条の二第一項において読み替えて準用する第二十七条第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済事業規約のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣の同意を得るものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 消費生活協同組合法第四十三条第四項の規定による認可</p> <p>三 消費生活協同組合法第九十四条の二、第九十五条第一項若しくは第二項又は第九十五条の二の規定による処分</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(準備金)</p> <p>第二十八条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、消費生活協同組合等に準用する。この場合において、同項中「保険会社」とあるのは「消費生活協同組合等」と、「保険業法第百十六条の規定にかかわらず」とあるのは「消費生活協同組合法第五十条の五の規定にかかわらず」と、「責任保険の事業」とあるのは「責任共済の事業」と読み替えるものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(代理店契約)</p> <p>第三十条 保険会社、農業協同組合等又は事業協同組合等は、自動車運送の振興を図ることを目的として組織する団体その他の者であつて、責任保険又は責任共済の事業の円滑な遂行上適当と認められるものと責任保険又は責任共済に関する代理店契約を締結するものとする。</p>

○株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）  
 （附則第四十二条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（消費生活協同組合法の一部改正）</p> <p>第五十六条の二 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十三条の十七第七項中「除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由） 第九百四十三條 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第九十二条第五項、金融商品取引法第五十条の第二項、公認会計士法第三十四条の二十第六項、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二十六条第六項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第二百五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三條第三項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十条の二第六項、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三條の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四十八条の二第三項（同法第四十九條の十三第二項及び第三項並びに第五十九條において準用する場合を含む。）及び第八十六條の二第四項、税理士法第四十</p>	<p>（欠格事由） 第九百四十三條 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第九十二条第五項、金融商品取引法第五十条の第二項、公認会計士法第三十四条の二十第六項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第二百五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三條第三項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十条の二第六項、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三條の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四十八条の二第三項（同法第四十九條の十三第二項及び第三項並びに第五十九條において準用する場合を含む。）及び第八十六條の二第四項、税理士法第四十八條の</p>

八条の十九の二第六項（同法第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七条の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十五条第六項（同法第十九条の六において準用する場合を含む。）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十一条の四第四項、鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第九条第七項、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八条の三第五項（同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二第二項、保険業法（平成七年法律第五五号）第六十七条の二及び第二百七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号）第九十条第四項及び第二百八十八条第三項、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十三条の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十六条の二第四項、信託業法第五十七条第六項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十三条（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。）において準用する第九百五十五条第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二・三（略）

場合を含む。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七条の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十五条第六項（同法第十九条の六において準用する場合を含む。）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十一条の四第四項、鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第九条第七項、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八条の三第五項（同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二第二項、保険業法（平成七年法律第五五号）第六十七条の二及び第二百七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号）第九十条第四項及び第二百八十八条第三項、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十三条の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十六条の二第四項、信託業法第五十七条第六項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十三条（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。）において準用する第九百五十五条第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二・三（略）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（公布日施行）  
 （附則第四十四条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二百八十四条 削除</p>	<p>（消費生活協同組合法の一部改正）            第二百八十四条 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。            第三十一条の次に次の五条を加える。            （組合の事務の決定）            第三十一条の二 組合の事務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。            （組合の代表）            第三十一条の三 理事は、組合のすべての事務について、組合を代表する。ただし、定款の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。            （理事の代表権の制限）            第三十一条の四 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。            （理事の代理行為の委任）            第三十一条の五 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。            （仮理事）            第三十一条の六 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、当該行政庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。            第四十二条を次のように改める。</p>

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第四十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第七十八条の規定は、組合について準用する。

第六十七条中「因つて」を「よつて」に、「第七十九条」を「第七十八条」に改める。

第六十八条の次に次の一条を加える。

(清算中の組合の能力)

第六十八条の二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第六十九条の次に次の三条を加える。

(裁判所による清算人の選任)

第六十九条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第六十九条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第六十九条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第七十条の次に次の三条を加える。

(債権の申出の催告等)

第七十条の二 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なく

とも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者はその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。  
(期間経過後の債権の申出)

第七十条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の組合についての破産手続の開始)  
第七十条の四 清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人によるその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。  
第七十一条の次に次の一条を加える。

(裁判所による監督)

第七十一条の二 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。  
2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督す

る官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。  
4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第七十二条の次に次の一条を加える。

(清算結了の届出)

第七十二条の二 清算が結了したときは、清算人は、その旨を当該行政庁に届け出なければならぬ。

第七十三条を次のように改める。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第七十三条 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第六章中第七十三条の次に次の四条を加える。

(不服申立ての制限)

第七十三条の二 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第七十三条の三 裁判所は、第六十九条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第七十三条の四 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第七十三条の五 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第七十三条の三中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替える



ものとする。

第七十四条の見出しを「(設立の登記)」に改め、同条第一項中「設立の登記は」を「組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において」に、「払込」を「払込み」に改め、「主たる事務所の所在地においてこれを」を削り、同条第二項中「設立」を「前項」に改め、同項第一号中「までの」を「までに掲げる」に改め、同条第三項を削る。

第七十五条から第七十七条までを次のように改める。

(変更の登記)

第七十五条 組合において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前条第二項第三号に掲げる事項中出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、主たる事務所の所在地において、毎事業年度末現在により事業年度終了後四週間以内にこれを行うことができる。

(他の登記所の管轄区域への主たる事務所の移転の登記)

第七十六条 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第七十七条 代表権を有する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第七十七条の二を削る。

第七十八条から第八十九条までを次のように改める。

(合併の登記)

第七十八条 組合が合併をするときは、第六十五条第二項の認可が

あつた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併によつて消滅する組合については解散の登記をし、合併後存続する組合については変更の登記をし、合併によつて設立する組合については設立の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七十九条 第六十二条第一項(第四号及び第五号を除く。)の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第八十条 清算が結了したときは、第七十二条の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第八十一条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に掲げる場合を除く。)  
主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併によつて設立する組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合  
第六十五条第二項の認可があつた日から三週間以内

三 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合  
従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域への従たる事務所の移転の登記）

第八十二条 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第八十三条 第七十八条及び第八十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地において、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する組合についての変更の登記は、第八十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（登記簿）

第八十四条 各登記所に、消費生活協同組合登記簿及び消費生活協同組合連合会登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第八十五条 設立の登記は、組合を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第

一回の払込みのあつたことを証する書面並びに組合を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第八十六条 第七十四条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 第七十四条第二項第三号に掲げる事項中出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、前項に規定する書面のほか、第四十九条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第八十七条 合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第六十五条第一項の規定による総会の議決があつたことを証する書面

二 第六十五条第三項において準用する第四十九条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 合併によつて消滅する組合(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書

(合併による設立の登記の申請)

第八十八条 合併による設立の登記の申請書には、第八十五条第二項に規定する書面のほか、前条各号に掲げる書面を添付しなければ

ばならない。

(解散の登記の申請)

第八十九条 第七十九条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2 行政庁が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政庁の嘱託によつてこれをする。

第八十九条の次に次の一条を加える。

(清算結了の登記の申請)

第八十九条の二 清算結了の登記の申請書には、第七十二条の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

第九十二条中「第二条」を「第一条の三」に改め、「第四十七条第一項」を削り、「第七十四条第二項各号」を「第八十一条第二項各号」に改め、「同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において消費生活協同組合第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」とを削る。

第百条第十三号から第十六号までを次のように改める。

十三 第七十条の二第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十四 第七十条の二第一項又は第七十条の四第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第七十条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十六 第七十一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。